

一般社団法人日本睡眠学会 謝金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本睡眠学会(以下「本学会」という)の会務に関連して生じる謝金について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学会の会計区分のすべてについて適用する。

(謝金の支払)

第3条 謝金の支払は、原則として銀行振込により行う。

- 2 謝金の支払は、謝金の支払の対象となった会務が終了した日の翌日から起算して翌月以内に行わなければならない。

第2章 会員の謝金

(会員の謝金額)

第4条 本学会の会員が次の各号の会務に従事した場合の謝金の額は、次に規定する金額とする。

- ① 学会雑誌(Sleep and Biological Rhythms 誌)編集作業 …30,000 円 (消費税込)/月
 - ② 学会が主催するセミナーおよび講習会における講演 …30,000 円 (消費税込)
 - ③ 学会が主催するセミナーにおけるファシリテータ …10,000 円 (消費税込)
 - ④ 学会認定事業における試験官および施設審査官…10,000 円 (消費税込)
- 2 学術集会で実施される講演等にかかる謝金については、当該学術集会を開催する会長が決定するものとする。
 - 3 前 2 項以外で謝金が必要な業務が生じた場合には、理事会において謝金の支払の是非及び金額等を協議し、理事会の承認を経て決定する。

第3章 理事及び監事に対する謝金

(理事及び監事に対する謝金)

第5条 理事及び監事(以下「理事等」とする)に就任している会員が、理事等の地位としての職務以外の職務として、理事等以外の他の会員と同様の条件により、前条に掲げる会務に従事した場合には、他の会員と同様に、前条に掲げる謝金を支給する。

第4章 会員以外の者の謝金

(会員以外の謝金額)

第6条 本学会の会員以外の者(以下「非会員」とする)については、第2章4条の規定に準ずるものとする。

第5章 非会員の旅費

(非会員の旅費)

第7条 非会員が本学会の会務に従事する際に要する旅費については、「役員等の旅費に関する規程」に基づいて支給するものとする。

第6章 補則

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、謝金に関する必要な事項は代表理事が別に定める。

附則 この規程は令和5年7月9日から施行する。
この規定は令和6年3月10日から施行する。